

# 重 点 要 望 事 項

## 最重要事項 (4項目)

### 1 南海トラフ巨大地震対策等、防災・減災に向けた取組

昨年度見直された「県地域防災計画」の実施にあたっては、南海トラフ巨大地震や津波等の対策に県が広域的な役割を担うことなど、県や市町、防災機関、県民のそれぞれの役割と責任が明示されたが、特に市町と連携した災害時要援護者支援の取組を強化するとともに、帰宅困難者に対する一時避難所の確保や津波避難場所としての高速道路、駅舎の活用等、災害発生時における市町を跨る避難対応についてさらに協議を進めるほか、公立学校施設等の避難所をはじめとする建築物の耐震化や津波対策等の防災機能の強化促進など、総合的な防災・減災対策に取り組むこと。

高度経済成長期に急速に整備されてきた道路や橋梁、上下水道、港湾係留施設、排水機場、ため池、井堰などの社会インフラが、今後、大量に更新時期を迎える。国においては、既存社会資本の有効活用や効果的な維持管理を図るため、政権与党により「防災・減災等に資する国土強靱化基本法案」が国会に提出され、現在審議が進められている。

これまでも県では、アセットマネジメント手法によるライフサイクルコストの低減等、計画的・効率的な維持管理を図ってきたところであるが、こうした施設等の更新は防災・減災力を向上させるのみならず地域経済の活性化にも寄与することから、「津波防災インフラ整備5箇年計画」や「ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画」などを着実に推進することはもとより、近年頻発するゲリラ豪雨等の自然災害による被害を最小限に食い止めるため、可能な限り短期集中的に整備・更新を図ること。

### 2 安心できる子育てに向けた取組

本県の認定こども園設置数は全国第1位となっているが、都市部における待機児童の解消や郡部での子どもの育ちに必要な集団の場の提供は、未だ不十分な状況にある。そこで、認定こども園のさらなる設置促進に向け、施設整備支援の拡充や移行促進のためのインセンティブの付与、市町が柔軟に対応できる制度設計、人員の配置及び設備・運営基準に係る地方裁量の拡大とともに、これらに伴う財源の確保を国に求めること。

また、小規模保育や家庭的保育(保育ママ)、保育支援をコーディネートする専門の相談員(保育コンシェルジュ)などの多角的な子育て支援施策に取り組むこと。

すべての子どもに質の高い幼児教育を保障するため、小学校就学前3年間の

幼稚園・保育所・認定こども園等の幼児教育無償化の実現に向け、財源の確保と合わせ、段階的な導入を国へ求めること。

こども医療費の助成をはじめ、多子世帯保育料の軽減や事業所内保育施設の整備など、「子育て世帯の支援」や「子育てと仕事の両立支援」のために現在進められている各種事業について、今後も引き続き継続・拡充を図るとともに、財源の確保に向け、これまでの成果も踏まえた検討を進めること。

### 3 地域経済の再生に向けた取組

平成26年度からの消費税増税に伴い影響を受ける中小企業に対して、経営円滑化貸付等の融資支援策や下請け企業が消費税相当を価格転嫁できる対策を講じること。

国内外からの観光客の誘客促進と受入環境の充実、ツーリズム人材の育成・確保を行うとともに、NHK大河ドラマ「軍師 官兵衛」放映を契機とした方策を講じるなど、来訪者、リピーターの拡大をめざしたツーリズムの総合的な振興を図ること。

また、県内観光客の増加対策として、瀬戸内海沿岸各県等と連携し、岡山空港や鳥取空港を活用したルート開拓、瀬戸内海地域振興策を推進すること。

再生医療への応用が期待されるiPS細胞（人工多能性幹細胞）の研究が進む「関西イノベーション国際戦略総合特区」の取組を産学官一体で推進するとともに、特区における税制や規制の特例措置等について、国のさらなる支援を求めること。

スーパーコンピュータ「京」や大型放射光施設SPring-8、X線自由電子レーザー「SACLA」など、世界的な科学技術基盤を有する本県の強みを最大限に活かし、産業集積条例に基づく拠点地区等への戦略的な企業誘致による産業の集積を促進すること。

JR、阪急の三宮駅ビル改修計画の検討に当たり、兵庫の玄関口として相応しく、新しい時代の顔として高い機能性や利便性を有し、神戸の魅力を象徴する開発となるよう、事業者、神戸市と連携し協議、支援を行うこと。

### 4 持続可能な行財政構造の確立に向けた取組

県が担うべき業務を検証し、県と市町の役割を明確にするほか、不要不急な事業の削減等を行い、さらなる業務の効率化を行うこと。

財政の健全化を図り、県民の信頼に応えるために、時価での資産評価や負債のストック情報、減価償却費や人件費などのフルコスト情報を正確に把握することができる公会計システムを導入し「財政の見える化」を図ること。

県下一律の体制ではなく、それぞれの地域の実情に合わせた県民局体制等、組織

の再編と人的資源の再配置をめざすこと。

公社等経営評価委員会により行財政構造改革の取組が不十分とされた外郭団体等に対して、事務事業や組織体制等の徹底した検証を行い、今後の経営に反映させること。

## **重要事項** (5項目)

### **1 安心して暮らせる医療・福祉の充実**

高齢者医療制度について、社会保障制度改革国民会議において医療・年金・介護のバランスを含めたトータルの負担のあり方が示されたが、財源確保の問題等を明らかにするとともに地方との十分な協議を国に求めること。

市町地域包括支援センターの運営支援など、地域における包括的な支援体制を強化するとともに、医療と介護の連携体制を充実すること。

高齢者等の認知症対策については、医療や介護、福祉等による連携を強化するとともに、認知症疾患医療センターや認知症サポート医の養成など拡充をはかり、早期発見、相談、診療体制のさらなる充実に努めること。

高齢者肺炎球菌ワクチン接種に対する助成を県で進めるとともに、水痘、おたふくかぜ、B型肝炎ワクチンとあわせ定期接種化を国に求めること。

「地域医療活性化センター」においては、医療人材の養成及びキャリア形成の支援に努め、ベテラン医師の地方への派遣やICTを活用した医療支援等を行うなど、医師の診療科偏在の解消及び医師確保等に取り組むこと。

へき地勤務医師の養成枠の拡充を進めるとともに、地域医師県採用制度の充実強化を図り、へき地における公立病院等の医師確保について支援を行うほか、へき地等不採算医療に対する財政支援の拡充を国に求めること。

### **2 再生可能エネルギーの導入促進**

原子力発電から再生可能エネルギーによる発電への転換を目指し、再生可能エネルギー導入に資する技術開発等を県内企業や県民と一体となって取り組むとともに、関連企業の集積を進め、再生可能エネルギー分野へのさらなる投資拡大を促進すること。

兵庫県地球温暖化対策方針にある、再生可能エネルギーの導入目標「ひょうご100万キロワット創出プラン」を達成する方策と支援策を明確に提示し、市町にも協力を得ること。

地産地消のエネルギーを確保する対策として、自治会やNPO法人等と連携し、太陽光発電など再生可能エネルギー設備の導入促進を支援する補助などを行うこと。また、公的施設・民間施設の屋上への太陽光発電設備の設置を推進すること。

大規模集客施設等における太陽光発電システムの市民オーナー制やメガワットソーラー発電施設の企業オーナー制による整備を促進すること。

### 3 魅力ある農林水産業の再生

T P P (環太平洋経済連携協定)の交渉においては、農業分野での国益が守られるよう、国に対して強く求めること。

生産性の向上や、棚田などの農業の観光化等地域振興を進めることで、意欲ある担い手の育成を図ることにより、後継者等の就農を促進し、小規模農業地域の維持・保全に努めること。

中山間地域を中心に、シカ、イノシシ、サル等の有害鳥獣による被害が発生し、農林業従事者の意欲を減衰させていることから、狩猟者の確保や防護柵などの設置支援、適正な個体数管理、さらにはシカ肉処理加工施設の整備を促進すること。

漁業経営を支援するため、円安等に伴う漁業用燃油の高騰に対する緊急特別対策を引き続き国に求めるとともに、消費者需要増加に向けた魚食普及策を講ずること。

### 4 いじめ、不登校対策の推進

本年公布された「いじめ防止対策推進法」の理念に則り、改訂された「いじめ対応マニュアル」を活用して、いじめやその兆候を早期に発見し、学校現場において迅速かつ適切に対処することができるよう、「いじめ対応チーム」や「学校支援チーム」などの取組を強化すること。

児童・生徒のこころの相談に対応するスクールカウンセラーやキャンパスカウンセラーを拡充し、学校・保護者・諸機関と連携して効果的な活用を進めるなど、不登校等に対する教育支援体制を強化すること。

### 5 「社会基盤整備プログラム」の見直しと道路ネットワークの充実強化

県民の経済・社会活動を支え、大規模災害時には「命の道」となる北近畿豊岡自動車道や山陰近畿自動車道(鳥取豊岡宮津自動車道)などの基幹軸道路の整備を促進し、ミッシングリンクの早期解消に努めるとともに、全国でも有数のものづくり拠点である播磨臨海地域の渋滞解消をめざす播磨臨海地域道路や関西3空港へのアクセスを高める名神湾岸連絡線の早期事業化を国に強く求めること。

地域の交流や暮らしを支える生活道路については、緊急で即効性のある維持補修に努めるとともに、歩行者や自転車が安全で快適に通行できる道路と

して整備を進めること。

「社会基盤整備プログラム」の改定に当たっては、単に効率性の観点からの評価に重きを置くことなく、防災・減災の視点や地域の実情にも応じた見直しを行うこと。

## その他の事項 (7項目)

### 1 震災対策への着実な取組

#### (1) 東日本大震災被災地へのさらなる支援

「まち」の再構築や集団移転、被災者の心のケアや健康対策など、現地ニーズに応じた技術者、専門家などの人材支援、県内避難者の実態を踏まえた就労や就学支援を継続すること。

#### (2) 震災を教訓とした兵庫の新たな取組

南海トラフ巨大地震や山崎断層などに起因する内陸直下型地震発生時など、広域災害時の関係機関の連携及び初動体制の一層の強化を図るとともに、近隣府県を含めた広域的かつ総合的な危機管理・防災態勢の整備、充実にさらに取り組むこと。

学校教育において、大地震や津波への対応など実践的な防災教育の充実を図ること。

大規模災害時における市町へのバックアップ機能を高めるため、被災者支援システムの導入及び県内構築を引き続き推進すること。

阪神・淡路大震災からの復興過程から得られた知見を東日本大震災の被災地、被災者への支援に生かすとともに、阪神・淡路大震災20周年記念事業の実施にあたっては効果的な教訓の継承・発信に努めること。

### 2 財政健全化に向けた着実な県政運営の推進

#### (1) 行革推進方策の着実な実行と検証

地方の自由度を高める地方税財源の委譲・充実を求めるとともに、県・市町の地方交付税が減額されないよう国へ強く求めること。また、今後段階的に縮小される予定の市町合併による地方交付税特例措置について、集約が困難な行政需要等、合併市町の特殊性を考慮した地方交付税算定に見直すよう、国に求めること。

県有施設跡地や先行取得用地等の未利用地を含めた県有財産の利活用について、土地の売却や事業予定地の暫定活用及び民間貸付など一層の推進を図ること。

債権管理標準マニュアルに基づく取組の定着や体制の整備を進めるとともに

債権回収計画や債権管理状況を公表すること。

指定管理者制度を検証するとともに、民間の有する技術力や専門性の活用をさらに推進すること。

## (2) 組織、公的施設等の見直し

教育事務所については、実務を実際に担っている市町教育委員会への移譲等により、廃止の方向で検討すること。

県立大学の公立大学法人への移行に伴い、大学の個性・特色が発揮され、地域や学生にとってより魅力ある大学となるよう、引き続き改革を進めること。

## (3) 市町との役割分担・連携推進

関西広域連合や国における道州制議論の中で、地方分権化によるこれからの広域行政のあり方をさらに検討すること。

県が実施している重度心身障がい児（者）、乳幼児、ひとり親家庭等に対する福祉医療費助成制度が、国において早急に制度化されるよう求めること。

福祉医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額措置を直ちに廃止するよう国に求めること。

市町村国民健康保険について、国庫負担制度の創設などにより、低所得者等の負担の増加を引き起こすことなく、安定的運営に向けた基盤強化が図られるよう国に求めること。

# 3 医師確保対策、高齢者・障がい者福祉の推進

## (1) 安心の医療

### (医師確保対策等の推進)

女性医師等の一層の活用を図るため、多様な勤務形態の提供をはじめ、さらなる再就業研修や病院内保育所運営費補助等により、女性医師等が再就業し、働きやすい環境づくりに取り組むこと。

「かかりつけ医」制度の推進強化により、地域医療連携をさらに進めること。

誰もが安心して住んでいる地域で子どもを生むことができるよう、産婦人科医の確保と助産師の養成及び資質向上を進め、地域医療機関へ配置すること。

ハイリスク妊婦及び新生児に対応できる高度専門的な周産期医療の充実を図ること。

### (救急医療対策の推進)

夜間及び休日の救急医療を確保するため、地域医療支援病院等の体制確立と県下全域への導入を促進するとともに、二次救急医療体制における病院群輪番制の充実強化と三次救急医療体制の早期確立、オープンシステムの導入支援方を講

じること。

小児救急医療電話相談( # 8 0 0 0 )の確実な通話確保策を講じること。

小児科医以外の医師や看護師等の救急医療関係者に対する小児救急医療研修を推進するとともに、小児集中治療室( P I C U )における専門医療チームの強化・拡充を図り、小児救急医療体制の充実に取り組むこと。

( 疾病対策の推進 )

i P S細胞を備蓄して再生医療に活用するため、京都大学 i P S細胞研究所が実施する「 i P S細胞ストック事業」に対し、保存しているさい帯血の提供を行う N P O 法人「兵庫さい帯血バンク」の運営を支援すること。

子宮頸がん及び乳がん検診の無料化を継続するよう国に求めるとともに、がん検診の推進強化のため市町への取組支援と併せ、事業所や関係機関と連携し、さらなる普及啓発を図り、がん検診受診率の向上に努めること。

がん対策として、緩和ケア医師の研修をさらに充実するとともに、放射線治療等がん専門医の養成・確保、チーム医療による総合的ながん治療体制の確保を推進すること。

難病患者への医療費支援や団体・家族に対する支援など難病対策の充実に取り組むこと。

県内透析医療の質的向上と離島・中山間地等の地域間格差や施設間格差の解消に取り組むなど腎臓病患者への支援を充実すること。

かかりつけ医等のネットワーク化によるアレルギー性疾患医療体制や県立病院のアレルギー外来の充実、食物アレルギーの原因物質を表示する制度のさらなる普及促進など、アレルギー性疾患対策の総合的取組を推進すること。

性感染症予防に対する学校教育や危険回避への意識付けを行うほか、夜間・休日検査の拡充など、エイズ・性感染症対策を総合的に推進すること。

生物学的製剤治療を行うリウマチ患者に対する高額療養費の見直しなど財政的支援を国へ求めるとともに、県としての支援策を検討すること。

脳脊髄液減少症に有効なブラッドパッチ治療については先進医療に限らず幅広く保険適用が可能となるよう引き続き国に求めるとともに、本病について広く県民に周知すること。

社会保障制度改革国民会議が提案した「国民健康保険の運営主体を県へ移管する」ことについて、準備体制の検討を行うとともに財源対策を国に求めること。

## (2) 安心の福祉

### (人権の尊重)

人権啓発活動をさらに推進するとともに、市町が行う人権啓発活動に対する支援を充実させること。

### (福祉人材確保の推進)

介護職員処遇改善加算制度の実施等により、質の高い人材を安定的に確保するための対策を引き続き講じるよう、国に求めること。

### (高齢者福祉の向上)

入所待機者解消のため、認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護施設等の高齢者福祉施設の整備・拡充を図ること。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために必要な医療・介護・福祉のサービスを切れ目なくワンストップで提供する地域包括ケアシステムの早期構築に向け、市町とともに積極的に取り組むこと。

最長180日に制限されているリハビリテーションの期間について、実態を踏まえた見直しを国に求めること。

高齢者虐待防止対策として、一時保護施設の増設、リハビリ入所施設、ケア付きグループホームの設置を推進するとともに、関係機関のネットワークシステムの構築により、被害の早期発見、通報及び相談体制の強化を図り、被害者の保護、救済、リハビリ及びこころのケア体制の確立を図ること。

自宅療養者及び施設入居者の歯科医による往診治療など、要介護高齢者等に対する口腔ケアの普及を促進するとともに、歯科衛生士を引き続き施設に派遣すること。

### (障がい者福祉の向上)

視覚・聴覚等重複障がい者に対する聴覚障がい通訳、盲ろう通訳の人材確保など、コミュニケーションの確保、社会参加と自立に向けた支援を強化すること。

10人未満の障がい者小規模作業所についても、地域活動支援センターへの移行が可能になるよう、補助金による支援など県独自の支援策を引き続き講じること。

企業における障がい者の雇用を促進するため、特例子会社の設置促進、「障害者しごと体験事業」の機会の拡大及び企業支援の強化に努めること。さらに、兵庫労働局など関係機関と連携し、総合的な支援策を講じること。

無年金外国籍障がい者に対する福祉給付金支給制度を一層拡充し、年金受給者との格差の解消を図るとともに、国に対して引き続き救済措置の実施を求めること。また、国が救済措置を講じるまでの福祉的措置を引き続き実施すること。

県立こども発達支援センターを中心に、医師・看護師・療法士等の確保に努め、



各関係機関や市町と連携して発達障がい児(者)の早期発見、相談、診断、療育指導等、支援の充実に取り組むこと。

精神障がい者及び家族に対する相談体制を拡充すること。

重度障害者医療費助成事業においては、償還払いが原則であるが、昨年より現物給付化された高額療養費と同様に患者の立場に立った運用となるよう、市町と共に取り組むこと。

重症心身障がい者(児)介護者へのレスパイト(一時預かり)対策施設をさらに拡充すること。

#### (子育て支援の推進)

妊婦健康診査費の国庫補助の継続を国に求めるとともに、引き続き市町と共に取り組むこと。

子育てと仕事の両立支援に取り組む企業に対して助成等を行い、育児休業や短時間勤務の普及・取得促進を図るとともに、事業所内託児施設の設置運営に対する補助を拡大すること。

女性の結婚・出産による退職後の再就職を支援するためハローワーク等と連携し、企業とのマッチング支援を行うこと。また、職場復帰がしやすい雇用環境づくりに取り組むこと。

学校、行政、地域が一体となって、子どもの居場所づくりを進める「放課後子どもプラン」について、定員の拡充や開設時間の延長など地域の実情に沿った運営の充実に図ること。

現行の保育施策の補完的役割を担う「育児ファミリーサポートセンター」の拡充を図ること。

妊娠・胎児期、新生児期、乳幼児期における良好な母子関係を構築するため、医療・保健・福祉等の周産期におけるケアを充実すること。特に市町に対して低出生体重児等ハイリスク事例の技術向上研修の強化など支援体制を整えること。

児童虐待防止対策については、こども家庭センターを核として、市町や児童家庭支援センターなど関係機関とのネットワークを一層強化し、相談・指導・一時保護体制等のさらなる充実に図ること。

里親制度を推進するため、養育里親の育成・支援とともに、普及啓発等の充実に図ること。

#### (女性へのDV対策の推進)

女性に対するDV対策基本計画の実効ある取組、普及啓発に努めるとともに、DV被害の早期発見、通報・相談体制の強化を図るため、女性家庭センターを充実すること。

DV被害者の自立のための住宅の確保を図り、自立支援に当たるカウンセラ

一、ケースワーカーなどの人材育成、確保、配置を一層推進するとともに、NPOなど民間支援団体の活動に対する財政支援を引き続き講じること。

#### (こころのケア施策の推進)

引きこもり、コミュニケーション障がいなど社会適応障がい者に対応するため、専門家チームをつくり、訪問相談、カウンセリング、治療、リハビリの各ケア体制の整備を積極的に推進すること。また、コミュニティソーシャルワーカーの設置、活用に向けた市町への支援方策を検討すること。

音楽療法の普及・定着を目指して、音楽療法定着促進事業を継続するとともに全国統一制度にするため国家資格化を国へ働きかけること。

こころの健康保持対策を進めるとともに、カウンセリングの充実や遺族へのケアなど自殺防止へ向けた総合的な対策を推進すること。

認知行動療法の県内での推進に努めるとともに、うつ病等に対する早期発見から治療、社会復帰までの支援体制を充実すること。

## 4 経済活性化による活力のある兵庫づくり

### (1) 戦略的経済対策の推進

雇用吸収力の高い成長産業として、医療、福祉、介護、環境、観光などの内需型産業を規制緩和などにより育成すること。

スーパーコンピュータ「京」について、地元企業の利用促進とともに、研究分野に十分な予算が組めない中小企業にも広くメリットが波及し、地域経済の活性化につながる施策を推進すること。

農業経営の法人化等を進め、NPOや企業の参入支援策など多様な担い手の育成を図りながら、農業・農村の6次産業化など、産業としての農業を再構築すること。

三宮駅周辺の優れた立地条件を生かし、再開発のインセンティブとなる税の優遇措置等により中枢市街地の高度利用を促進すること。

経営統合された関西国際空港と大阪国際空港に神戸空港を含めた3空港の最大活用により、観光施策をはじめ、関西経済の活性化に積極的に取り組むこと。

神戸空港における運行時間延長、発着枠の拡大など運用規制の緩和実現に向けて、国や近隣自治体との合意形成に向けた働きかけを積極的に行うこと。

コウノトリ但馬空港から東京国際(羽田)空港への直行便の開設の実現に取り組むこと。

国際コンテナ戦略港湾・阪神港について、ハブ機能強化に向けたインフラ整備への集中投資と集荷機能強化への支援、規制や税制に係る特例措置の実

現等を国へ強く求めるとともに、モーダルシフトの推進に配慮しつつ、利用料の大幅引き下げ、内航フィーダー網の充実強化等により国際競争力を強化すること。

戦略的な企業誘致活動により、これまで以上に積極的に本県への企業誘致策を図るとともに、企業庁産業用地等の分譲を推進すること。

## (2) 中小企業等への支援

中小企業に対する貸し渋り等が生じないように、信用保証協会、金融機関に強力に働きかけるとともに、制度融資や信用保証において新規事業や新商品の将来性を評価するなどの要件緩和を進めること。

過去に一時的な滞納がある中小企業においても、現在の返済状況や経営実態を考慮した上で、柔軟な信用保証対応などが図られるよう指導すること。

ひょうご産業活性化センターと商工会議所・商工会等の経済団体との役割を見直した上で、小規模事業者対策予算を拡充し、施策の充実を図ること。

県下中小企業の公共工事受注機会の確保をさらに推進すること。

## (3) 雇用対策の推進

緊急雇用就業機会創出事業については、持続的・安定的な雇用につなげるよう造成した基金を有効に活用するとともに、引き続き事業が実施できるよう国に求めること。

県内企業に対し、引き続き新卒の要件緩和を働きかけるなど、新規学卒者未就職対策を推進するとともに、新卒要件を卒業後3年間まで緩和するよう企業に働きかけること。

ニートやフリーターの就職支援対策として、ワンストップの情報提供やキャリアカウンセリング、デュアルシステム等の充実強化を図り、若年者の失業率半減を実現すること。

高校生に対するトライやる・ワーク、インターンシップ等の拡充を図り、雇用のミスマッチ予防に努めること。

高齢者が有する技術や経営・販売ノウハウを活かした起業や再雇用に対する支援策を促進すること。

若者に過酷な労働を強いて退職に追い込む“ブラック企業”対策の実施を国に求めること。

ITクラウドを活用するなど起業・創業を支援し、地域経済活性化につながる分野での女性の活躍を促進すること。また、管理職や社外役員等への女性の登用を促進するため、女性人材のデータベース化を国に求めること。

## 5 安全で快適なまちづくり

### (1) 防災・減災社会の実現

総合治水条例に基づく地域総合治水推進計画の策定、河川整備や地域対策を確実に進め、優先度の高い事業については、早急に具現化に努めること。

ゲリラ豪雨による都市河川での急激な水位上昇を緩和させるため、周辺住宅地での雨水貯留・浸透施設の整備を促進すること。

市町が行う消防救急無線デジタル化への財政支援を国へ強く求めること。

各種媒体を活用した住宅再建共済制度の広報及び加入促進員の増員等による効果的な取組を一層促進すること。

被災者生活再建支援制度の半壊世帯への支給対象拡大の要件緩和とともに、都道府県の拠出に対する財政支援など、さらなる制度の見直しを国へ求めること。

集中豪雨やゲリラ豪雨、地震など局地的な災害が全国各地で頻発する現状において、国の災害救助法等で救済できない現実を打開するため、救助法の改正もしくは新法の創設を国に求めること。

首都圏大規模災害に備え、関西における首都機能のバックアップ構造の構築を国へ強く求めること。

### (2) 安全・安心なくらしの実現

人口減少・高齢化に伴って発生する小規模集落等の問題解決のため、公共交通や商業施設・医療施設のあり方など、総合的な視点でのまちづくりを推進すること。

「ひょうご地域安全SOSキャッチ事業」の普及啓発を促進するとともに、効果的な実施に努めること。

市町における消費生活相談員の養成や資質向上を促進するとともに、県が行う消費生活相談やサポート体制の強化等消費者行政の活性化を図ること。

認知症高齢者や障がい者等が財産管理や契約を適切に行えるよう、「成年後見制度」の普及啓発、支援策の充実を図ること。

県営住宅について、バリアフリー化等を図りつつ、適正な維持管理を行うこと。また、県営住宅の政策空家等を極力減らし、県民への住宅提供の一層の改善を図ること。

新たな住宅政策として、高齢者が所有する住宅の子育て世代等への賃貸の取組を支援するなど、住み替え施策を推進すること。

高齢化率の高い県営住宅等において、L S Aによる24時間見守り配置の充実及び小規模多機能施設の設置などを積極的に推進すること。

防犯カメラ設置に係る補助上限額の引き上げと事業の促進を図るとともに

に、県民のプライバシーの保護の観点に留意すること。

### (3) 安全で快適な交通の実現

幅広く段差のない歩道の整備や橋梁の歩道整備、駅舎など公共交通施設へのエレベーターの設置等によるバリアフリーのまちづくりを進めること。

鉄道やバスなど地域公共交通の維持、再生と活性化を図るため、運賃低減化や不採算バス路線への公的支援強化、コミュニティバス等の普及促進を行うこと。

渋滞交差点解消プログラムを推進するとともに、ボトルネック踏切等による交通渋滞の解消を図ること。

阪神高速道路や本州四国連絡高速道路と他の高速道路との料金割引体系の統一を図ること。

明石・淡路島間の海上交通において、125cc以下の二輪車や自転車の通行手段が確保出来るよう、国・関係市・事業者と連携し、県としても積極的に支援すること。

### (4) 防犯・犯罪対策及び交通安全対策の推進

#### (警察体制の整備)

警察官の職務倫理の向上を図るとともに、警察官一人ひとりの資質・能力の向上及び退職警察官を積極的に採用するなど優秀かつ多様な人材の確保に努めることにより、警察力を強化すること。

老朽化や狭隘状態になっている警察署や交番等の建て替え、大規模改修を計画的に推進すること。

#### (刑法犯罪対策の強化)

暴力団排除条例を効果的に活用し、事務所の開設・運営の禁止など行政命令等を積極的に発令すること。

暴力団排除条例施行前に開設された事務所や住居等の拠点について、地元住民の排除運動を積極的に支援するとともに、場合によっては拠点となっている物件を一時的に県や市町が買取りを行う等により、拠点からの排除実現に向けて積極的に取り組むこと。

不法滞在者の取締り強化とともにヤード対策を継続し、国際犯罪組織の実態解明を推進すること。

「地域警察デジタル無線システム」運用を通し、初動対応を強化すること。

暴走族への対策を含め、凶悪・粗暴化する少年非行への対策を強化するとともに、覚醒剤や大麻、MDMA、シンナー等の薬物乱用防止対策を強化すること。特に、脱法ハーブへの対策を推進すること。

通り魔殺傷事件など、刑罰が抑止力とならない従来にはないタイプの犯罪が、近年全国的に増加していることを踏まえ、警察と地域とが連携を強化することによって地域の防犯力の向上に努めること。

県・市町との共同により、「ひょうご地域安全SOSキャッチ事業」の効果的な実施に努めること。（再掲）

児童虐待事案については、児童の安全確保を最優先し、こども家庭センター等との連携を強化すること。

サイバー犯罪に的確に対応し、IT社会における県民の安心・安全を確保するとともに、関連犯罪の取締りを強化すること。

「振り込め詐欺」をはじめとする「特殊詐欺」など、身近な知能犯罪から県民を守る対策、取締り等を強化すること。

子どもを守る110番の家・店・車の充実とともに、レディースサポート交番の拡充を推進し、子どもと女性を守る対策を強化すること。

冤罪事件を無くすため、「取り調べの可視化」へ向けての環境整備を進めること。

少年犯罪防止に向け、学校、PTAと連携した補導活動を強化するとともに、犯罪を未然に防止するための声かけ運動等を推進すること。

動物の遺棄、殺傷、不適切飼育について、昨年改正された「動物の愛護及び管理に関する法律」の趣旨を警察官に周知徹底し、動物虐待事案が発生した場合には速やかに必要な措置を講じること。

#### （交通安全対策の推進）

飲酒運転の取締り強化と関係業界への啓発を推進すること。

高齢者の自動車事故防止のため、運転免許証の自主返納を一層促進すること。また、意識障害の可能性があるドライバーへの運転免許証の交付・更新が慎重に対応されるよう対策を講じること。

ハンドル型電動車いすに係る事故防止に取り組むなど、高齢者、子ども、障がい者に配慮した交通安全対策を進めるとともに、交差点改良や道路照明、通学園路への信号機設置など安全施設の整備を推進すること。

安心・安全・快適な交通環境の整備を図るため、ゾーン30を積極的に推進し、地域住民・道路管理者・警察の3者による協議会等を立ち上げるなどの対策を図ること。

自転車の酒酔い運転や二人乗り、乗車中の携帯電話使用などの危険運転に対する取締りを強化すること。また、自転車と歩行者の交通事故防止のため、交通安全教育のさらなる推進を図ること。

信号機設置予算を拡充し、地域ニーズに的確に対応すること。

近年増加している「脳脊髄液減少症」などの後遺症で悩む交通事故被害者に対し、医療機関の紹介など適切な支援を行うこと。

(通学路対策の推進)

通学路の安全確保を図るため、平成24年度に学校、保護者、警察、道路管理者、地域などが連携して行った一斉点検の結果をもとに、通学路における歩道や自転車専用道の早期整備など、さらなる安全対策を講じること。また、対策が完了した箇所について、その効果の検証を行うこと。

## 6 活力ある農林水産業、環境にやさしい地域づくり

### (1) 活力ある農林水産業の展開

集落営農組織等への移行や意欲ある者(若者、再就業者、Iターン、Uターン)の新規参入・農業の継続が円滑に進展するよう取り組むこと。

農業生産基盤整備事業について、今後増大する用排水施設の更新事業や農地の利用集積を促進するほ場整備推進のための事業費が確保できるよう、国へ強く働きかけること。

「おいしいごはんを食べよう県民運動」及び米飯学校給食の拡大を図るとともに、学校給食に県産農水産品を積極活用できるよう市町への支援強化を図るなど県産農林水産物の県内消費を推進すること。

ノリ養殖業のさらなる振興とともに、兵庫海域における新たな水産資源養殖技術の開発に取り組むこと。

新瀬戸内海再生法の早期整備の働きかけ、河川土砂等の海域への供給など豊かな漁場の再生に向けた総合的な取組を進めること。

### (2) 未来に向けた持続可能な社会の構築

建物の屋上、壁面を活用した緑化や道路の保水性舗装等を一層推進するとともに、屋上・壁面緑化への助成制度等について、要件をより緩和するなど利用しやすいものとする。

使用済み携帯電話の適正な処理とレアメタル等の有用な資源の回収促進を図る「小型家電リサイクル法」の施行にともない、県民の意識啓発のための広報、県民運動をさらに推進すること。

学校などの公共施設等への太陽光発電システムの導入を促進するとともに、住宅用の太陽光発電システムの設置支援策を一層推進すること。

本県の調査によって存在の可能性が高まった山陰沖のメタンハイドレートについて、実用化に向け、国に対し本格的な調査の実施を求めること。

あわじ環境未来島構想において、淡路島のポテンシャルを活かした、農業

・漁業の6次産業化モデルの構築や次世代エネルギー（藻類由来のバイオ燃料など）の推進等、先進的な事業を推進すること。

## 7 確かな教育改革の推進と文化振興

### (1) 教育改革の推進

#### (通学区域見直しに対する留意)

新通学区域の導入に伴い、中学校での進路指導に混乱を来さないよう、教員や生徒、保護者に十分な説明を行うこと。

新通学区域の導入に伴い、遠距離通学を余儀なくされる生徒が生じる恐れがあるため、定員枠の設定に当たっては、充分留意するとともに、遠距離通学者への財政支援を検討すること。

#### (個性や能力を伸ばす教育の推進)

少人数教育及び兵庫型教科担任制を着実に推進すること。

語学教育の強化や国際交流機会の拡大等により、国際的に活躍できる人材育成の取組を強化すること。

部活動を維持するための指導者の育成・確保、サポート体制の確立とともに、財政支援を図ること。

食生活の改善と健康増進をめざし、栄養教諭の積極的配置及び親子に対する食の正しい知識と文化を身につける食育を推進すること。

私立学校教育に対する各種支援策の充実及び私立高等学校等生徒に対する就学支援を継続すること。

#### (教員の資質、指導力向上)

教科指導や生徒指導における教員の能力向上のため研修等の強化を図ること。

部活動指導等における体罰の禁止や十分な安全管理について、研修等を通じた教員への徹底を図ること。

教員による不祥事の根絶に向け、高い倫理観の醸成に努めること。

#### (子どもの見守り体制の強化)

中高生（思春期）の心の問題（精神疾患）に対応するため、教職員研修の充実と精神科医との連携体制を確立すること。

高等学校において、発達障がいのある生徒に対するサポート体制を整備すること。



「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」を活用し、学校現場でのアレルギー性疾患対策を推進すること。特にエピペン等を用いた児童生徒のアナフィラキシー発症時の緊急時対応について、教員等への研修を拡充すること。

(子どもの安全対策の推進)

すべての学校において安全管理体制の総点検や独自の防犯マニュアルを策定するとともに、スクールガードマンの配置を拡充すること。

高等学校等の公共施設の耐震改修を前倒しし、早期に100%を達成するとともに、天井や窓ガラス、壁等の非構造部材にも対象箇所を拡大すること。

自転車通学者に対する自転車免許制度の推進により、安全教育を徹底すること。

自転車通学を許可するに当たっては自転車保険への加入を徹底すること。

(特別支援教育の充実)

特別支援教育について、障がいの重度・重複化や多様化等に対応し、障がいのある個々の児童生徒のニーズに応じた教育の充実を図るほか、卒業後に備えた自立教育を推進すること。

特別支援学校教員の技術向上と計画的な人材育成を行うこと。

市町における特別支援学級においては、聴覚障がい者対応など特徴ある技術を有する教員の市町単位での育成・確保が困難であることから、県で対策を講じること。

特別支援学級での受け入れ体制を充実させるとともに、インクルーシブ教育を推進し、障がいの有無等に関わらず共に学べる教育環境の整備を推進すること。

過密状態になっている特別支援学校高等部の計画的整備を進めるとともに、普通科生徒と共に学べる教育環境の整備を同時に推進すること。

(学習環境の改善)

冷暖房設備の整備及び洋式トイレへの改修を促進するとともに、緊急時の避難所としての役割も考慮し、学校のバリアフリー化を推進すること。

(2) 文化芸術の振興

ピッコロわくわくステージやアウトリーチ活動、わくわくオーケストラ教室などのあらゆる文化鑑賞を通じて、心豊かな人づくり教育を強力に推進すること。

(以上、計16項目)